

事務局からの連絡事項

1. 報酬等支払に係る関係書類について

添付資料は、委員の皆さまに出席報酬等をお支払いするための必要書類です。提出方法については、個別に相談させていただきます。

なお、出席報酬等は下記の通りとなっております。

【報酬（日額）】 6,400円

【旅費（日額）】 市の旅費規定に基づき支給いたします。

※源泉徴収額を差し引いた差額をお支払いします。

※書面審議の場合は、書面審議回答書の提出をもって出席とさせていただきます。なお、書面審議の場合は、旅費の支払いはありません。

同封書類の内容

○相手方登録届出書

益田市からの支払金等について、振込先として希望する口座を登録するために必要な書類です。必要事項のご記入・押印の上、ご提出いただきます。

※既に、益田市の出納管理システムに口座情報が登録されている方は、提出不要ですので、その旨を事務局までお知らせください。（但し、住所、電話番号等の登録情報に変更がある場合は、提出が必要です。）

○源泉徴収用登録届出書

源泉徴収処理に必要な事項を届け出するものです。必要事項をご記入の上ご提出ください。

なお、別表「個人番号等確認書類」に記載の書類により、個人番号の確認（本人確認）が必要となります。（裏面あり）

本人確認の具体的方法については下記の通り定められておりますので、対面による確認をするか、書面の写しを郵送して提出していただくかは個別にご相談させていただきます。

※既に、益田市に「源泉徴収用登録届出書」を提出したことがある方は提出不要ですので、その旨を事務局までお知らせください。

本人確認の具体的方法

対面により個人番号の提示を受ける方法を基本とします。ただし、対面によることが困難なときは、書面の写し（通知カード等の写し（番号確認）と身元確認書類の写し）を郵送により提出してもらい確認することも可能としますが、電子メール、ファクシミリ等により提出を受けることは、誤送等のリスクが高いことから不可とします。

(別表) 個人番号等確認書類

個人番号確認書類	身元確認書類
個人番号カード	—
又は	
下記のうち、どちらか1つ ・通知カード ・個人番号記載の住民票の写し	下記のうち、どれか1つ ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・精神障害がい者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・特別永住者証明書 ・パスポート ・身体障がい者手帳 ・在留カード

※個人番号カードをお持ちの方は、身元確認書類は不要です。

以上。